

○斜里町議会議員の道外視察旅行費支給内規

平成16年2月16日

制定

改正 平成19年5月8日議会内規第1号

(目的)

第1条 この内規は、議員が視察のため旅行する旅費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の計算)

第2条 旅費の計算は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃の限度額は、航空機経路（斜里←→女満別空港←→羽田空港←→福岡空港）の往復の額とする。
- (2) 宿泊料、日当及び市内交通費は、別表のとおりとする。

(旅行日数の限度)

第3条 旅行日数は、連続した7日を限度とする。

(旅行回数の制限)

第4条 旅行の回数は、在任期間中1回とする。

附 則

この内規は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成19年議会内規第1号）

この内規は、平成19年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

宿泊料（1泊）	日当（1日）	市内交通費（1日）	摘要
11,000円	2,300円	1,500円	